

規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十九条の九第六項」を「第十九条の九第五項」に改める。

様式第一号中「(甲) 罎又は記名押印)」を削り、同様式の(注)中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 住所等の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を提示すること。

様式第二号中「(甲) 罎又は記名押印)」を削り、「(甲) 請しませす」を「再交付を申請しませす」に改める。

様式第三号、様式第四号及び様式第七号から様式第十号までの規定中「(甲) 罎又は記名押印)」を削る。

様式第十一号（表面）及び様式第十二号（表面）中「(男・女)」を削る。

様式第十五号（一）から様式第二十三号までの規定中「(甲) 罎又は記名押印)」を削る。

様式第二十四号中「(甲) 罎又は記名押印)」を削り、「5万分の1以上」を「縦尺5万分の1以上」に改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号中「(甲) 罎又は記名押印)」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。